

京丹後市宿泊税等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 京丹後市における宿泊税等のあり方について検討するため、京丹後市宿泊税等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊税等の導入の検討に関すること。
- (2) 宿泊税等観光財源の充当事業の検討に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 観光事業者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他の委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民環境部税務課及び商工観光部観光振興課において処理する。ただし、会議に係る主たる事務は、商工観光部観光振興課が行うものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年 月 日から施行する。

(最初の検討会議の招集)

2 第3条第1項に規定する委員をもって組織される委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。